

地震災害対策編

9 避難者の登録

市は、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。

また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次把握し、パソコン等を活用してとりまとめるとともに、広報や問い合わせに対応するものとする。

避難所要員は、登録された避難者の情報について避難誘導救援班に報告する。

第7 避難所の運営

【避難誘導救援班】

指定避難所の運営責任は市とし、各避難所マニュアルに基づき、市が避難所運営組織と協力し運営を行うものとする。

また、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」及び「災害時における避難所運営マニュアル～新型コロナウイルス感染症への対応編～」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、要配慮者や女性への配慮、ペット対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

さらに市は、避難場所や避難所に避難した多様な人の受け入れについて努めるものとする。

なお、市職員については、男女双方の職員を配置するよう努めるものとする。

(6) 家庭動物の対策

市は、ペットとの同行避難ができるよう「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県、令和7年1月改訂)に基づき、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成及びペットとの同行避難訓練の実施に努める。

飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、本章第6節「第5. 動物対策」によるものとする。

(7) 感染症の対策

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

また、市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに、感染症により自宅療養中の住民が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(8) 性暴力・DVの発生対策

市及び避難所従事者は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

5 管理運営上留意すべき事項

(1) 運営手段の留意点

ア 避難者名簿の作成

避難所の責任者は、避難した住民等の受入れを行った場合、まず避難者名簿を配り、避難した住民に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難所入所記録簿は、集まった避難者名簿を元にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管する。

各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、被災者台帳に引き継ぎ、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。なお、プライバシーやDV被害者のための視点を持ち、避難者名簿の管理及び取扱うこと。

第5章 ペット対策

1 避難所におけるペット対策の必要性

都市化の進展や核家族化、少子高齢化及び近年のペットブーム等を背景にペット、特に犬猫を飼育する家庭が増えており、家族の一員あるいは人生のパートナーとして心の支えとする人が増えています。こういった情勢から、ペットとの同行避難を要望する声も多く、避難者が避難所にペットを連れてくることが予想されます。

大規模災害時は、飼育しているペットが飼育者の管理下から離れてしまうと、逃走して危険な事態も考えられます。そのような場合、ペットの種類にもよりますが、衛生面や安全面で非常に問題となります。避難者は、できる限り飼育しているペットは同行避難することとし、自宅に置き去りにしないことが大切です。ただし、大型の動物や危険な動物等、専用の飼育施設が必要なものについては、同行避難は困難と思われます。

一方で、共同生活を営む避難所においては、衛生面や騒音等の環境面でペットとの同居には多くの課題もあります。過去の災害では、ペットのために避難所での生活をあきらめ、車中での生活を選択する人も出ました。ペットの同行避難とペットとの同居は別の問題であることを認識し、避難所でのペットの取扱を事前に決めておく必要があります。

ペットの避難対策について、大型の動物や危険な動物の対応等も含め、各市町村及び避難所単位で方向性を示しておくことが必要です。

なお、障害者の方が連れてくる補助犬については、ペットとは捉えず、要配慮者への支援として考える必要があります。

2 避難所におけるペット収容の問題点

ペットの存在は、飼育者にとっては全く気にならないものであっても、他者にとっては多大なストレスとなるケースもあります。ペットが共存することの課題を共有することで、避難者とペット双方にとって最も望ましい対応方法を検討する必要があります。

(1) 衛生面での課題

ペットは病原菌のほか、ダニやノミなどを付着させている場合もあり、人間の共同生活で既に衛生環境の維持が難しい避難所に入れることは、様々な健康上の悪影響を及ぼす可能性があります。また、犬や猫の体毛等が体調に影響を与えるケースもあり得ます。

(2) 鳴き声等、騒音面での課題

ペットの鳴き声は、避難者にとって大きなストレスとなります。

また、ペットには夜行性のものもあり、夜中に活動する音が騒音となることもあります。

(3) 糞尿の処理等の課題

ペットの中には、トイレのしつけができておらず、避難所周辺で糞尿をする可能性が

あります。衛生面で好ましくないことはもちろん、臭いや行動上の障害となることも懸念されます。

(4) 臭いの課題

飼育者にとってほとんど気づかない点である一方、逆に飼育者以外にとっては非常にストレスとなります。動物固有の臭いのほか、食事の臭い、(3) にあげる糞尿の臭い等、ペットにまつわる臭いには様々な発生源が考えられ、特にトラブルにつながりやすいものです。

3 避難所におけるペットの効用

避難所におけるペット収容は、前述のとおり、様々な課題がある一方、飼育者本人にとっては癒しの存在となります。また、他の避難者にとっても、同様に癒しとなる可能性を十分に含んでいます。特に子どもたちにとっては、ペットの存在は避難所生活の中で大きなものになると考えられます。

様々な課題がある一方で、ペットを適切に飼育することによる効用についても留意する必要があります。

4 避難所におけるペット対策の考え方

ペットの飼育・管理は、飼育者が全責任を負う事が基本です。

また、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点からも、避難所でのペットとの同居は原則禁止し、近くに飼育スペースを確保し、最低限、雨風をしのげる施設整備を実施する必要があります。

同行避難してきたペットについて避難所でどのように対処するかは、明確な方針はなく、個々の避難所、避難者の考え方によって決まります。ひとり暮らしの高齢者の方などは、ペットが精神的な支えとなっている場合もあります。ペットを同伴した避難者和其他の避難者の間での話し合いの場を提供することも重要です。

市町村等は、過去の災害事例等も参考にしながら、避難所におけるペット事情を勘案して適切なアドバイスや、必要に応じて関係団体の支援を要請するなどの対策をとります。

また、避難所においてこういった対応をするかは、事前に広報しておく必要があります。

(1) 収容場所の決定

ペットの収容場所については、学校のグラウンドの一角や一室の確保、避難所の脇にスペースを設置する方法が考えられます。決定時の要素としては、就寝スペースから離れていて鳴き声等の影響が少ないことや、物資の運搬等の避難所運営活動の邪魔とならないことなどがあげられます。

収容場所においては、ゲージ等に入れておくことが必要ですので、市町村等で取扱い業者等と事前に調整して流通備蓄により確保することも検討します。

(2) 給餌等、世話に関するルール決定

ア 飼育者の届出

飼育者の把握をするために、届出制とし、次の項目を把握する必要があります。

<把握する項目>

- ・飼育者の住所・氏名・連絡先
- ・動物の種類と数
- ・動物の特徴（性別、大きさ、毛色、その他）
- ・個体識別措置の有無とその方法（マイクロチップ、鑑札等）
- ・犬の場合は、狂犬病予防法における登録と予防注射接種の有無
- ・その他（ワクチン接種の有無、不妊去勢の有無等）

イ 飼育ルールの決定

飼育ルールを作り、飼育者にチラシ等を配布し徹底させる必要があります。

<盛り込むべき内容例（避難所外飼育の場合）>

- ・指定された場所及び方法（ケージに入れる等）で飼育する
- ・飼育場所・施設は清潔にし、必要に応じて消毒をする
- ・ペットに対する苦情への対応や危害防止に努める
- ・屋外の指定された場所で排泄させ、後始末をきちんとする
- ・エサ等も自ら確保することとし、世話の代行等を頼みたい場合も、原則として自ら周囲の避難者に要請する
- ・給餌は時間を決め、その都度片付ける
- ・ペットとの触れ合いの時間もある程度決めておき、夜間の接触は飼育者といえどもできるだけ避ける
- ・迷子札等の装着をする
- ・犬については、登録鑑札、注射済票を装着する
- ・必要なワクチンを接種する

5 他の支援団体等への要請

災害時のペット対策を専門とするNPO団体等も存在するため、市町村においては各避難所のニーズを把握した上で、必要に応じて支援を要請することも検討します。

過去には、避難所と別の場所においてペットのみを収容した施設の設置をNPO団体等が請け負ったケースもあり、そうしたノウハウの伝達等も含め、平常時から連携の仕方を検討しておく必要があります。

6 ペットの救護活動

ペットの救護活動（負傷動物等の保護、飼育困難なペットの一時保管、所有者及び新たな飼育者探し等）については、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、県が設置する動物救護センターで実施しますが、状況に応じて各市町村がそれぞれの避難所等でも実施することが望ましいと言えます。ただし、実施に当たっては、関係機関との調整、協議、事前の協定の締結等が必要になります。

市町村が避難所で行う救護活動として考えられるものは、以下のとおりです。

- ・ペットの負傷及び病気の治療、予防
- ・ペット用資材の配布（ペットフード、ペットの日用品等）貸し出し（ケージ等）
- ・ペットに関する相談（一時預かり、飼育管理方法等）

7 その他

災害に備えてペットのために事前に準備しておくべきもの（キャリーやケージ、引き綱、常備薬、ペットの写真等）、しつけとマナー等を広報しておく必要があります。

また、災害時に家の倒壊等でペットが逃げ出すこともあり、ペットを探し出す手段として、首輪をして迷子札や鑑札を付けるほか、マイクロチップの装着を併用すると効果的です。

なお、ペットとの同行避難が可能な避難所には、その旨を掲示するなど、事前に住民に周知しておく必要もあります。

○改定履歴

平成21年10月 策定

平成28年 3月 改定

平成29年 7月 改定

令和4年 3月 改定

令和6年 3月 改定

令和7年 1月 改定

〈災害時における避難所運営等の手引き〉

お問い合わせ先

○千葉県防災危機管理部危機管理政策課 地域防災支援室

電話 043-(223) 3405

FAX 043-(222) 5208

メール bousai9@mz.pref.chiba.lg.jp